

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針
別表1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量（現行）

エネルギーの種類		単位	単位発熱量	単位発熱量の単位	
燃 料	原油(コンデンセートを除く。)	kl	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl	35.3	GJ/kl	
	揮発油	kl	34.6	GJ/kl	
	ナフサ	kl	33.6	GJ/kl	
	灯油	kl	36.7	GJ/kl	
	軽油	kl	37.7	GJ/kl	
	A重油	kl	39.1	GJ/kl	
	B・C重油	kl	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト	t	40.9	GJ/t	
	石油コークス	t	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	GJ/千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	GJ/千m ³
	石炭	原料炭	t	29.0	GJ/t
		一般炭	t	25.7	GJ/t
		無煙炭	t	26.9	GJ/t
	石炭コークス	t	29.4	GJ/t	
	コールタール	t	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス	千m ³	21.1	GJ/千m ³	
高炉ガス	千m ³	3.41	GJ/千m ³		
転炉ガス	千m ³	8.41	GJ/千m ³		
都市ガス	千m ³	45.0	GJ/千m ³		
熱	産業用蒸気	GJ	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気	GJ	1.36	GJ/GJ	
	温水	GJ	1.36	GJ/GJ	
	冷水	GJ	1.36	GJ/GJ	
電 気	電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	GJ/千kWh

備考 「電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量とする。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は、午後10時から翌日の午前8時までとする。

別表1エネルギーの種類ごとの単位発熱量（改正案）

削除

別表2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（現行）

エネルギーの種類		排出係数	排出係数の単位	
燃料	原油(コンデンセートを除く。)	0.0187	tC/GJ	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	0.0184	tC/GJ	
	揮発油	0.0183	tC/GJ	
	ナフサ	0.0182	tC/GJ	
	灯油	0.0185	tC/GJ	
	軽油	0.0187	tC/GJ	
	A重油	0.0189	tC/GJ	
	B・C重油	0.0195	tC/GJ	
	石油アスファルト	0.0208	tC/GJ	
	石油コークス	0.0254	tC/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	0.0161	tC/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	tC/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	0.0135	tC/GJ
		その他可燃性天然ガス	0.0139	tC/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	tC/GJ
		一般炭	0.0247	tC/GJ
		無煙炭	0.0255	tC/GJ
	石炭コークス	0.0294	tC/GJ	
	コールタール	0.0209	tC/GJ	
	コークス炉ガス	0.0110	tC/GJ	
高炉ガス	0.0266	tC/GJ		
転炉ガス	0.0384	tC/GJ		
都市ガス	0.0139	tC/GJ		
熱	産業用蒸気	0.060	tCO ₂ /GJ	
	産業用以外の蒸気	0.057	tCO ₂ /GJ	
	温水	0.057	tCO ₂ /GJ	
	冷水	0.057	tCO ₂ /GJ	
電気			tCO ₂ /kWh	

備考 電気の排出係数は、次の数値を使用するものとする。

- 1 電気事業者から供給された電気を使用している場合は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数
- 2 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、1に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数
- 3 1及び2の方法で算定できない場合は、1又は2の排出係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数

別表2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（改正案）

削除

別表3 重点対策（現行）

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	2	エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。
	3	事務用機器の管理	① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	4	受変電設備の力率の管理	① 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	5	照明設備の管理	① 事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	6	空調設備の管理	① 空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	7	空調用冷凍機の管理	① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	8	換気設備の管理	① 換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	9	フィルターの清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	10	ボイラーの管理	① 過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	11	蒸気配管等の管理	① ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

	12	燃焼設備の空気比管理	<p>① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
	13	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理	<p>① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転数制御等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
第3号該当事業者	14	推進体制の整備	<p>① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。</p> <p>② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。</p>
	15	自動車の適正な使用管理	<p>① 目的地までの燃料消費量、所要時間等を考慮した効率的な走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みを整備している。</p> <p>② ①の仕組みを活用した運用を実施している。</p>
	16	エネルギー使用量等に関するデータの管理	<p>① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。</p> <p>② ①の情報を活用した運用を実施している。</p>
	17	エコドライブ推進体制の整備	<p>① エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
	18	自動車の適正な維持管理	<p>① 日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>

備考

- 番号12の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）の別表第1（A）に規定するものをいう。

別表1 重点対策（改正案）

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	2	エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。
	3	事務用機器の管理	① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	4	受変電設備の力率の管理	① 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	5	照明設備の管理	① 事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	6	空調設備の管理	① 空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	7	空調用冷凍機の管理	① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	8	換気設備の管理	① 換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	9	フィルターの清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	10	ボイラーの管理	① 過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	11	蒸気配管等の管理	① ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

	12	燃焼設備の空気比管理	<p>① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
	13	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理	<p>① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転数制御等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
第3号該当事業者	14	推進体制の整備	<p>① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。</p> <p>② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。</p>
	15	自動車の適正な使用管理	<p>① 目的地までの燃料消費量、所要時間等を考慮した効率的な走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みを整備している。</p> <p>② ①の仕組みを活用した運用を実施している。</p>
	16	エネルギー使用量等に関するデータの管理	<p>① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。</p> <p>② ①の情報を活用した運用を実施している。</p>
	17	エコドライブ推進体制の整備	<p>① エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
	18	自動車の適正な維持管理	<p>① 日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>

備考

- 番号12の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）の別表第1（A）に規定するものをいう。